

ひろしま I T 融合フォーラム規約

(名称)

第1条 この団体は、「ひろしま I T 融合フォーラム」(以下、「本フォーラム」という。)と称する。

(目的)

第2条 本フォーラムは、広島地域の産学金官の関係者が相互に連携しながら、最新の I T 技術や多種多様なデータを異分野の産業と組み合わせて新たな価値を創造する「I T 融合」の取組を促進することにより、新たなビジネスの創出並びに既存産業の競争力強化及び新事業展開を図り、もって広島地域の産業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本フォーラムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) I T 融合の取組の普及に関する事業
- (2) I T 融合の研究会に関する事業
- (3) その他本フォーラムの目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 会員は、本フォーラムの趣旨に賛同する次の会員をもって構成する。

- (1) I T 企業及び I T 融合に関心のある異分野の企業等
 - (2) 大学、試験研究機関、金融機関、産業支援機関及び行政機関等
- 2 会員は、入会しようとするときは別に定める入会申込書を、退会しようとするときは別に定める退会届を会長に提出しなければならない。
- 3 会員は、本フォーラムの事業に参加することができる。
- 4 会費は、無料とする。

(役員)

第5条 本フォーラムに次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副 会 長 2 名
 - (3) 監 事 1 名
- 2 会長及び監事の任期は、3年とし、再任を妨げない。
- 3 副会長は、広島県商工労働局イノベーション推進部長及び広島市経済観光局産業振興部長とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本フォーラムを代表し、本フォーラムの業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長がその職を遂行できない事情が生じたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、本フォーラムの会計及び業務執行の状況を監査する。

(アドバイザー)

第7条 本フォーラムにアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、本フォーラムの運営に関し、指導助言をする。

(運営会議)

第8条 本フォーラムに運営会議を置く。

2 運営会議は、役員をもって構成し、毎年定期的を開催するほか、必要に応じて開催する。

3 運営会議は、次の事項を決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) その他本フォーラムの運営に関する重要な事項

(運営協議会)

第9条 本フォーラムに運営協議会を置く。

2 運営協議会は、運営会議が決定した事業の運営を円滑かつ効果的に推進するための会議を行う。

(経費)

第10条 本フォーラムの経費は、広島県及び広島市の負担金その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第11条 本フォーラムの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 本フォーラムの事務局は、広島県商工労働局イノベーション推進チームに置く。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、本フォーラムの運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成25年7月9日から施行する。

2 本フォーラムの設立当初の事業年度は、第11条の規定にかかわらず、設立の日から直近の3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成27年4月21日から施行する。